

# 運転資金等の調達に係る信用保証料助成金交付要綱

平成17年 3月28日 制定  
令和 6年 3月22日 最終改正

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、金融機関から融資を受けるため岡山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を得る場合、保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が金融機関から受ける運転資金等のための融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

## (事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、当該年度4月1日から3月15日までの保証料の支払いに対する事業とする。

## (助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるにあたり、保証協会の保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とし、当該年度の助成金額が10万円に達するまで再助成することができる。

## (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書兼交付請求書」を協会に提出しなければならない。

その際、「信用保証書」又は「信用保証決定のお知らせ」の写しを添付しなければならない。

2 助成金の交付申請は、随時行うことができるが、最終申請期限は、当該年度3月

15日とする。

ただし、上記期間内であっても、予算枠に達したときは申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があったときは、その内容を精査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資を受けなかった場合または融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

第1条

本要綱は、平成17年3月28日より施行する。

本要綱は、平成18年4月1日より施行する。(平成18年4月1日改正)

本要綱は、平成19年4月1日より施行する。(平成19年5月15日改正)

本要綱は、平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は、平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は、平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

本要綱は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は、平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月28日改正)

本要綱は、平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は、令和 6年4月1日より施行する。(令和 6年3月22日改正)